

見解書 (NO.1)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 4 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>地球のおかれている状況に気付かないのか、気付いていても無視ができる「洪水よ、わがなきあとに來たれ！」という無責任きわまりない発想の持ち主の市長さんなのか。</p> <p>国際的にみれば遅れに遅れた日本、その中の京都、その中の我が町城陽市！情けない限りです。</p> <p>山砂利跡地は緑に戻しましょう。それがせめてもの良心。それをコンクリートで固め、CO₂ 増加に手を貸す。それだけでなく、城陽の街は水害の恐れで安心して暮せない町づくりがすごい勢いで進められる。</p> <p>行政で働く人は しっかり学び客観的に思考できる力をもって頂かないと、そこに住む人の命を破滅に追いこむことに協力することになるのですが。</p> <p>責任者はそう市長殿、奥田敏晴さん、あなたです。</p>	<p>事業者としましては、住民の方々の安全を脅かすことのない様に努めて、今回の事業を推進して参りますのでどうぞご理解の程、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>また、城陽市より、下記見解を伺っております。山砂利採取跡地につきましては、上位・関連計画等に基づき、周辺環境との調和を図りつつ、城陽市のみならず京都府南部地域に資する土地利用の展開・誘導を目指しています。</p> <p>行政としては、各種事業の促進を図るとともに、周辺地域も含めた一体性のあるまちづくりを推進します。</p>

見解書 (NO.2)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 4 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
①この地域の青谷川下流は天井川となっており、豪雨災害が多発する近年の状況を考えると、「開発」にあたっては十分な対策が必要です。市民の不安を解消し、安全を守るために以下の諸点について明らかにしてください。	①開発区域内での対策は、基準に基づき計画しております。地域全体での対策に関しては、事業者が意見する立場に無いと考えていますのでご理解の程お願い申し上げます。
②物流拠点づくりの開発は、単に沿線の交通混雑、騒音、大気ガスの影響だけでなく、水害被害を心配する住民の声も反映させるべきで、国道 307 号線沿いの 3 自治会の了解だけでは不十分であり、青谷 7 自治会全てに説明会の案内をすべきです。なぜ 3 自治会だけで良しとしているのですか。	<p>②説明会の範囲においては、城陽市東部丘陵地まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）第 25 条に基づき対応しております。事業者の判断として現道のみでは物流拠点になり得ないところ、新名神の開通、東部丘陵線の新設、国道 307 号の改修等によって、周辺環境が変化することから進出を決定致しました。これらの道路整備は事業者だけが恩恵を得るものではなく、市民の方々にとっても大きな恩恵があるのではないかと考えます。</p> <p>また、城陽市より、下記見解を伺っております。 まちづくり条例に基づく開発基本計画に関する説明会は、近隣関係住民等を対象として開催されます。この近隣関係住民等につきましては、条例に基づき、開発区域の周辺（100m）を対象としているため、今回の開発においては対象となる自治会はありませんが、土地利用に伴い車両が通行することから、国道 307 号沿いの 3 自治会を対象といたしました。</p> <p>なお、説明会資料を城陽市 HP に掲載しており、関係自治会以外の方でも閲覧いただけるよう配慮しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

<p>③今後、次々と計画される調整池からの放流が「重要開発調整池に関する技術的基準」の基準だけで「安全」が保障されるのかという判断などについて専門家、地元住民代表を含めた「安全管理委員会」等の第三者機関を設ける必要があると考えますが、見解を聞かせてください。</p>	<p>③調整池を含む開発事業は法令や基準に則り計画して参りますので、法令や基準に無い事については事業者としてのコメントは差し控えさせていただきます。</p>
<p>④2021年12月27日に新名神高速道路連絡調整会議が開催され、開通予定の1年延長が発表されましたが、宇治田原 IC 物流拠点整備計画開発基本計画（以下、「本計画」）の事業スケジュールに影響・変更はありますか。開発業者と行政はその経緯と今後の予定、変更点などきちんとした説明会を開くべきだと思いますが開催の予定はありますか。</p>	<p>④新名神開通と同時期に開業を予定しておりますのでそれに伴い事業も遅れることとなります。物流施設開発の内容に変更は有りませんので新たに説明会の開催は予定しておりません。</p>
<p>⑤この発表資料の中で、宇治田原 IC の図面で、N値10以下の軟弱地盤改良範囲の説明が記載されています。本計画地における地盤の現状および対応について詳しく説明をしてください。土質調査、ボーリング調査の結果を公表してください。</p>	<p>⑤新名神高速道路関連に関してはコメントを差し控えます。開発区域においては主として建築に必要な支持基盤や土質を確認する為の調査となります。私有地での調査につき詳細等結果につきましては公表を控えさせていただきます。</p>
<p>⑥調整池計画に関して雨水を排水する流域河川は天井川である青谷川です。調整池から、青谷川への流入について、経路と断面などを明らかにしてください。また、ネック地点はどこになりますか。図面で示してください。（京都府の説明では、個別の内容は開発事業者に聞くようにとのことでした。）</p>	<p>⑥説明会資料の11ページに記載の通りです。なお、説明会資料は、城陽市 HP に掲載されております。</p>
<p>⑦調整池の底に溜まる土砂は定期的に浚渫していますが、どのような状態になったら浚渫するのかその具体的な基準は何ですか。また、その場合の頻度はどの程度になると予測していますか。浚渫の基準やサイクルとその根拠となる法令や慣行があればそれについても説明をお願いします。</p>	<p>⑦調整池の浚渫等の維持管理は、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」による「重要開発調整池に関する維持管理基準」に従い実施します。なお基準では、最低年2回の巡視及び点検する事と明記されていません。基準を遵守し、調整池機能が失われない様に管理いたします。</p>

<p>⑧調整池の位置は建築物地下や駐車場地下にしていますが、同様の形態で設置し、管理している事例があれば詳細を教えてください。調整池の所有はどれですか？調整池の設置・維持・管理についての許認可はどのような組織（団体）が行うのでしょうか。また、設置後の維持・管理にはどの組織（団体）が行い、年間の費用はいくらかかるのでしょうか。10年、20年ぐらいのスパンでおおよその推測で教えてください。調整池を管理する土木技術者が常駐する事務所はどこに所在することになりますか。そして設置・維持・管理について適切に行われているかどうか監査・監視・指導する機関はどちらになるのでしょうか。適切に行われない場合の法的な規制はありますか。</p>	<p>⑧この開発での調整池の所有者は、事業者となります。調整池の設置・維持・管理についての許認可は京都府が実施し、申請手続きは事業者が行います。調整池の維持・管理は事業者が法令に従い適切に行いますが、費用については企業情報のため差し控えさせていただきます。調整池の設置・維持・管理については、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」による「重要開発調整池に関する技術的基準」や「重要開発調整池に関する維持管理基準」に従い、必要に応じて京都府による立ち入り検査が行われる場合もあります。</p>
<p>⑨「基本構想」の見解書では「調整池の規模や構造は、京都府条例（災害からの安全な京都づくり条例）で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画し、この技術的基準に適合しているかは京都府が審査する。」としていますが、その審査結果はいつどのような形で地元住民に報告・説明されるのでしょうか。</p>	<p>⑨審査結果自体を報告・説明する予定はありません。本件に限らず本件開発計画内容に関し法令、技術的基準に適合していることを審査・確認頂いた結果として京都府から開発許可を頂きます。</p>
<p>⑩交通量予測として「物流施設から（都）東部丘陵線を通行する配送車両台数は 800 台/日を予想」としていますが、積算根拠を教えてください。また、800 台の時間配分はどのように予想していますか？また、トラックのサイズ、長さの想定を教えてください。</p>	<p>⑩台数及び時間帯別の車両数につきましては過去実績に基づき予測を立てております。先ず台数に関しては建物の延べ床面積m^2×台数で積算しております。次に時間帯別では大きく3つの時間帯で区切りますと①深夜早朝滞（0：00～8：00）で約1割、②活動期Ⅰ（8：00～16：00）で約6割③活動期Ⅱ（16：00～0：00）で約3割としています。これらはいくまで予測ですので実際の運用とは異なる事があります。どうぞご承知おき願います。車両の大きさは道路構造令の（普通自動車：大型車）長さ 12m×幅 2.5mと（セミトレーラ連結車）長さ 16.5m×幅 2.5mを想定しています。</p>

<p>⑪物流センターができることで地域の交通渋滞がひどくなることが予測されます。「基本構想」の見解書では、「①令和5年度末には、新名神高速道路をはじめ、東部丘陵線を含む新たな4車線の東西幹線道路が整備されています。②また、南北幹線道路になる国道24号城陽井手木津川バイパスも早期整備が進められているところです。」として、それらの新設道路によって交通問題が解消されるかのような内容になっていますが、①新名神の開通が1年遅れることでの影響はどうなりますか。また、②国道24号城陽井手木津川バイパス完成時期はいつごろですか。</p>	<p>⑪城陽市より、下記見解を伺っています。 ①：④の回答のとおり、本計画は新名神高速道路及び（都）東部丘陵線などの各種道路が整備された後に操業を開始されることから、交通処理については特段問題ないと考えます。 ②：国道24号城陽井手木津川バイパスの完成時期につきまして、整備主体である国からは示されておりません。</p>
<p>⑫開発に伴い、交通量が増え、大気汚染が進行する可能性があります。この影響についてどのようなデータにもとづくどのような見解をもっていますか。</p>	<p>⑫開発区域に隣接する（都）東部丘陵線において、城陽市が青谷地区の物流施設開発等も見込んだうえで自主アセスを行った結果、大気質については、基準値内とのことであったため、特段影響はないと考えます。</p>
<p>⑬「構想」段階の見解書では、河川整備の考え方として、「青谷川をはじめとする木津川右岸の天井川については、概ね30年に1回程度発生すると想定される洪水を安全に流下させることのできる断面が確保されている。」「河川において想定外の被害に対応するには、川幅や堤防をどこまで大きくするかに関わってくるため現実的ではない。」としています。昨今の地球温暖化による異常気象、災害の多発状況に鑑みれば住民が安心できるように具体的で納得のいく「現実的」説明をお願いします。</p>	<p>⑬城陽市より、下記見解を伺っております。 気候変動の影響により全国各地で水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。これまでの河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速しています。淀川水系淀川（京都府域）の木津川、宇治川、桂川では上下流・本支川の流域全体を俯瞰しつつ国、府、市町村が一体となって「流域治水」を推進しています。</p>

<p>⑭「青谷川の浚渫などは、下流部から青谷未来橋までの間を順次5年計画で実施を計画、令和2年度は令和3年1月に下流部、3月には青谷橋から上流の浚渫などを予定」としていますが、最終完成時期と最新の進捗状況を教えてください。また、調整池から青谷未来橋より上流部分までの浚渫についてはどのような認識・計画ですか。</p>	<p>⑭城陽市より、下記見解を伺っております。 青谷川の浚渫については、京都府において緊急浚渫推進事業により令和2年度より実施されています。城陽市奈島地内～市辺地内において、堆積土砂掘削を行うものです。この事業は令和6年度までの5箇年で約7千m³の土砂を撤去する計画です。この事業により青谷川の天井川区間を重点的に浚渫する計画ですが、上流部区間においても堆積が著しい場合は、堆積土砂対策について検討が行われます。</p>
<p>⑮京都府では「青谷川をはじめとする天井川については、平成24年の京都府南部地域豪雨災害を契機に水位計と河川監視カメラを設置し、日常的に遠隔監視を行うのに加え、大雨警報等が発令された場合には、委託契約を行っている調査会社が、毎時現地確認を行い早期の異常検出に努める」ことになっています。青谷川における、この間の調査実績を教えてください。また、「早期の異常検出」をした場合の住民への周知方法等はどのような流れになっていますか。マニュアル化されているものがあれば開示してください。</p>	<p>⑮城陽市より、下記見解を伺っております。 京都府では、天井川において大雨警報（浸水害）が発令された場合に、委託業者により直ちに現地調査（モニタリング）を開始し、河川施設の早期の異常検出に努めています。また、降雨又は水位の状況により、職員も現地出動し、早期の警戒にあたっています。過年度の調査において、青谷川の「早期の異常」は検出されていません。モニタリング業務により異常が発見された場合には、水防活動支援情報として関係市町に情報連絡することになっています。 城陽市では、避難情報発令の判断基準に基づき、テレビ、ラジオ、市防災無線、広報車、メール等で住民に周知します。マニュアルについては、城陽市ホームページに「城陽市地域防災計画 風水害等対策計画・震災対策計画編」に掲載しています。</p>

<p>⑩「構想」段階の見解書では、「今回の開発区域の周辺には轡池断層や、青谷川に沿って青谷断層などの断層群があります。また、近くに黄檗断層などもあります。地震への対応はどのように考えていますか。」という意見書に対して、「(事) 開発地内の地質調査を実施し、行政の指導を受け安全を第一に計画して参ります。」としています。また、大量の土砂で埋め戻された土地が地震でどのような影響をうけるのか不安です。この「地質調査の実施」について具体的に説明してください。</p>	<p>⑩地質調査は行いますが、開発区域においては主として建築に必要な支持基盤や土質を確認する為の調査となります。私有地での調査に付き詳細についてはその実施についても差し控えさせていただきます。</p> <p>また、地震に対しましては、建築基準法において、建築確認時に、地耐力の確保についての審査項目があるため、地盤調査を実施したうえで建築基礎の構造を決めます。</p> <p>なお、今回計画している建築物は大規模であるため、構造計算適合判定の対象となる可能性があり、構造＝地耐力について、第三者機関により構造計算が正しくなされているかについても審査されることとなるため、地耐力についても法的に担保され则认为しております。</p>
<p>⑪新型コロナウイルスは、第6波が必然視されています。工事期間中の対策について具体的に説明してください。</p> <p>(以上)</p>	<p>⑪工事期間中は、地域住民の皆様や工事関係者の安全衛生を守るために、社会状況に応じた感染対策を万全に行い作業いたします。</p>

見解書 (NO.3)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 4 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>①地球温暖化などによる豪雨が多発する中、物流センター建設等東部丘陵地の開発を行う場合は、水害発生等様々な災害の原因とならないよう、十分な対応をとることを基本原則とすべきです。</p> <p>東部丘陵地は、長谷川、青谷川などの上流域にあり、下流部は天井川となっています。一般的な規制ではなく、特別に厳しい規制を掛けて、下流地域の人たちが安心できるようにすべきです。</p>	<p>①城陽市より、東部丘陵地の開発につきましては、上位・関連計画等に基づき、関係機関及び事業者と協議・調整を行いつつ、各種手続きを踏まえながら進めていると伺っています。</p> <p>開発事業は法令や基準に則り計画して参りますので、法令や基準に無い事については事業者としてお答えすべきではないと考えます。</p>
<p>②新たな「開発」は、少なくとも開発以前よりも安全となることを基準とすべきです。いままで砂利採取していた時期には「全量カット」で、下流には水は流していませんでした。新たな開発でも、「全量カット」を基準として工夫した治水計画をするべきです。「調整池方式」などと言って、全量を下流に流すことは言語道断です。</p>	<p>②開発事業は法令や基準に則り計画して参ります。事業者としましては現在の治水基準においても厳格な基準が設定されていると考えます。従いまして当該基準を超えて計画する事は検討致しかねます。また、雨水に関しては、現状の全量カットよりも洪水調整池を設置し、雨水の流出をコントロールする方が安全と考えます。</p>
<p>③保安林は、違法伐採された保安林の復元が大前提です。保安林の復元・保全を大前提とした「開発計画」にすべきです。</p>	<p>③本計画における開発地につきましては、保安林はございません。</p>

<p>④府の「重要開発調整池に関する技術的基準 同解説」では、「ただし、ゴルフ場の開発は・・・」と特別の規制が掛けられています。しかし、東部丘陵地開発は、ゴルフ場以上に開発面積が大きく、また、下流への雨水流出量の増加の影響も大きい場所です。下流域が天井川となっていることも、特別な条件です。「ゴルフ場」より厳しい規制が必要ではないでしょうか。</p>	<p>④開発事業は法令や基準に則り計画して参ります。また規制強化の必要は無いと考えております。</p>
<p>⑤「調整池」などの様々な方策は、豪雨の増加など、環境の変化（激化）に対応して、柔軟に容量の増加、場所の増加等、できるような余裕をとっておくべきです。</p>	<p>⑤開発事業は法令や基準に則り計画して参ります。事業者としましては現在の治水基準においても厳格な基準が設定されていると考えます。更に余裕を持つ事は必要無いと考えています。</p>
<p>⑥東部丘陵地開発計画と併行して、下流域の天井川解消計画をすすめるべきです。</p>	<p>⑥城陽市より、下記見解を伺っております。 京都府において、平成 24 年の京都府南部豪雨を受けて天井川の緊急点検が実施され、天井川対策が実施されています。長谷川においては、落差工の改修や護岸の補強工事が実施されており、河川内に堆積している土砂の撤去等を行われています。青谷川においても、落差工の改修や護岸の補強工事が実施されており、下流部から青谷未来橋までの間を順次 5 か年で令和 2 年度から浚渫されています。</p>
<p>⑦東部丘陵地開発など、新たな大規模開発を行うときには、事業者からだけでなく、行政側からのコメントを独自に住民側に示すべきです。そして、そこには、その地域の特性（留意しておくべき弱点等）を示して、それにどう対応する計画か、書き込んでおくべきです。今回の計画で言えば、天井川の現状と特性、気象の激化など環境の変化にどう対応していけるか、住民の生活を守る視点からのコメントを出すべきです。そういう機会を捉えて、市民防災について、市民の意識向上を図るべきです。 (以上)</p>	<p>⑦城陽市より、下記見解を伺っております。 東部丘陵地の開発につきましては、上位・関連計画等に基づき、関係機関及び事業者と協議・調整を行いつつ、各種手続きを踏まえながら進めています。 また、東部丘陵地のまちづくりにつきましては、山砂利採取跡地の緑の再生に配慮しつつ、産業の活性化や雇用の創出等、市のみならず京都府南部地域の活性化に寄与し、かつ、市民等の安心・安全で豊かな生活に還元できる秩序あるまちづくりを進めてまいります。</p>

見解書 (NO.4)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 4 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
1. 開発地域内の雨水等は青谷川へ流入する。その流入量は、青谷川のネック地点の許容量の範囲内で適正か。	1. 京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき、下流河川の流下能力も考慮し、行政協議や指導を受け、計画しますので適正であると考えます。
1. -①今回の開発区域の内城陽市地域の総面積の内訳はいくらか。 北地区 (土地利用面積 36,500 m ²) (内城陽市地域 10,500) 南地区 (土地利用面積 86,200 m ²) 新名神高速道路用地 (のり、側溝等を含む) m ² 東部丘陵線用地 (") m ² その他の側溝等の面積 m ² 山林等 m ² 更地. 草地等 m ² 合 計 m ²	1. -①新名神高速道路と東部丘陵線の計画については、事業者から答えるべきではないと考えます。 開発地内の詳細な土地利用については検討中であるため現時点での回答は差し控えます。
1. -②開発総面積の内青谷川への流入量を算出した係数 この地域に適用した基本的な流失係数 補正した場合は根拠と補正係数 今回の適用係数	1. -②調整池計画は行政協議中ですが、流出係数は最大の 0.9 としています。

<p>1.-③最大流入量の算出</p> <p>1時間降水量の許可基準である最高雨量 76mmで算出した場合の最大流入量</p> <p>新名神高速道路、東部丘陵線の調整池への流入量 m³</p> <p>物流施設内調整池への流入量 m³</p> <p>青谷川への流入量 m³</p> <p>合 計 m³</p>	<p>1.-③新名神高速道路と東部丘陵線の計画については、事業者から答えるべきではないと考えます。</p> <p>開発地の調整池は、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画しますが、行政協議中であるため現時点での回答を差し控えます。</p>
<p>1.-④青谷川のネック地点の許容流量</p>	<p>1.-④開発地の調整池は、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画しますが、行政協議中であるため回答を差し控えます。</p>
<p>1.-⑤開発に伴う流入量と許容流量と対比</p>	<p>1.-⑤開発地の調整池は、京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画しますが、行政協議中であるため回答を差し控えます。</p>
<p>2. 今後中間エリアとされている地域の開発が予定されているが、この地域の雨水等の流入先の多くは青谷川と思われるがこの時点でも安全か。その根拠は。</p>	<p>2. 城陽市より、下記見解を伺っております。</p> <p>東部丘陵地中間エリアにつきましては、現在も山砂利採取が行われているところではありますが、令和5年度の都市計画定期見直し時の市街化区域編入に向けて、城陽市東部丘陵地整備計画【見直し版】における第Ⅱ期土地利用ゾーニング計画に基づき、計画的な埋戻しを促進するとともに、土地利用等の具体化を今後図っていく予定をしています。</p> <p>したがしまして、現時点では土地利用計画が具体になっていないものの、開発にあたっては、事業者が調整池を整備し、雨水等を適切に処理するものと考えます。</p>

見解書 (NO.5)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 4 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>①以前、いくつかの意見を述べておりますが、今回の開発計画の中でどのように生かされているのでしょうか教えてください。</p> <p>ア) 青谷川の源流域に当たる開発地域について、この地域は森林の涵養や保全が行われる区域であり植林などの計画に変更するように要望したことについて、「行政との協議や指導を受け、法令に則り必要な緑地を確保し、計画いたします。」と見解を述べられておられます。行政との協議や指導はどのようなものがありましたでしょうか。また、植林などの計画への変更を要望しておりますので「見解書」の内容では極めて不十分と感じています、再度植林など緑地保全への計画変更をされるよう意見します。</p> <p>イ) 青谷川は天井川であり、洪水に対しては非常に脆弱な河川であり上流部の開発に当たっては、天井川の切り下げなど、流域住民の安全・安心が確保されてから着手されることが合理的と考え、河川改修が行われてから開発されることを望む、との意見について事業者としての見解が示されておられません。青谷川の浚渫等維持管理を京都府が行うことは当然のことですので改修迄の間、きちんとして頂かなければなりません。事業者として、上流部の開発にあたっては河川改修、具体的には天井川の解消・切り下げがされてから開発をするのが本来ではないかとの意見を再度述べておきます。もちろん、日本を代表する企業の一つである伊藤忠商事株式会社</p>	<p>ア) 事業計画に際しては、建蔽率や容積率による建物の計画と他法令（都市計画、砂防、道路、消防等）を遵守しながら計画しております。</p> <p>その中で、開発を行うにあたっては、法令等で規定された緑地を確保しておりますので、造成法面の緑化等により周辺環境との調和及び景観の保全を図ります。なお、新たに森林を設置する等のご要望につきましては、事業計画の大幅な変更が生じる為ご遠慮させていただきます。</p> <p>イ) 京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき、現況の下流河川の流下能力を考慮し、行政協議や指導を受け計画しますので、河川改修後に計画される調整池は現在検討している調整池規模より小さくなる可能性もあります。</p> <p>事業者としましては、現在の治水基準においても厳格な基準が設定されていると考えており、当該基準を超えて計画する事は検討致しかねます。また事業者より下流河川の改修や基準等について、京都府、城陽市へご意見する立場にはございませんのでご期待には添いかねます。</p>

<p>と城陽東部開発有限責任事業組合が京都府に対して青谷川の天井川解消・切り下げ事業の早期着手を要望されることは歓迎します。</p> <p>ウ) 青谷川の洪水被害・決壊・氾濫は左岸側についてもその恐れがあります。左岸側住民や井手町への説明会の開催や協議、今回の開発に係る宇治田原町及び町民の方への協議や説明会の開催については宇治田原町との調整や協議を実施中との見解がありました。現在までの状況について教えてください。</p> <p>エ) 今回の開発区域の周辺には轡池断層や、青谷川に沿って青谷断層などの断層群、近くには黄檗断層などがあり地震への対応をおたずねしましたところ、地質調査を実施し、行政の指導を受け安全を第一に計画するとの見解でした。地質調査の結果をお知らせください。また、行政からの指導についても明らかにして頂き、それらが今回の計画にどのように反映しているのかを教えてください。</p> <p>オ) 城陽市内では日本書紀に記載されている「大溝」ではないかと注目を集めている遺跡が発掘されて、新名神高速道路や国道拡幅に伴う発掘調査によって多くの遺跡・古墳が新たに発見されており、古代より多くの人々が住んでいた土地であることが益々明らかになってきているため、開発に当たっては埋蔵文化財調査を先行して行うことが必要との</p>	<p>ウ) 青谷川の被害想定等に関して、事業者が住民様に説明するといった立場には無いと考えております。宇治田原町民の方々には計画のご案内をさせて頂いております。またその協議に関しては個別事案となりますので、その進捗状況については回答を控えさせていただきます。</p> <p>エ) 地質調査は行いますが、開発エリアにおいては、主として建築に必要な支持基盤や土質を確認する為の調査となります。私有地での調査につき結果の公表については差し控えさせていただきます。また、地震に対しましては、建築基準法において、建築確認時に、地耐力の確保についての審査項目があるため、地盤調査を実施したうえで建築基礎の構造を決めます。なお、今回計画している建築物は大規模であるため、構造計算適合判定の対象となる可能性があり、構造＝地耐力について、第三者機関により構造計算が正しくなされているかについても審査されることとなるため、地耐力についても法的に担保されると考えております。</p> <p>オ) 文化財の包蔵地域では無い事から調査は実施致しません。</p>
--	---

意見に対して、埋蔵文化財指定地ではないため調査予定はありません、計画立案については行政との協議や指導を受け、法令に則り計画します、との見解を示されました。遺跡等については掘削等で永久に失われ、故郷の歴史が損なわれることになりかねません。再度、発掘調査は必要との意見を表明します。また、行政からの協議・指導の内容を教えてください。

カ) 開発区域は野生動物の生息・移動の場所となっていると聞いていますので「開発」にあたって生態系への配慮をお尋ねしたところ、行政との協議や指導を受け、法令に則り計画するとの見解でした。どのような協議をされ指導を受けたのか、計画への反映について教えてください。

キ) 地下水流についてお聞きしましたが、調査は行わない、計画立案は行政との協議や指導を受け法令に則りおこなうとの見解でした。開発地及其周辺の地域は山砂利採取地（同跡地）であり、地質などの自然の丘陵地とは大きく異なると思われます。今回の大規模な「開発」を受けて地下水の流れや質も変化する可能性があります。この開発によって城陽市民の暮らしの水が安全・安心でありつづけることを明らかにするためにも調査を継続的に行う必要があると思います。また、行政との協議や指導の内容及びそれがどのように計画に反映されたかを教えてください。

カ) 開発エリアにおいては野生動物に対し特段の配慮は不要と考えております。

キ) 今回の事業者の開発が地下水に対して大きな影響を与えるものでは無いと考えます。

<p>②今回の説明会資料では調整池については京都府の災害からの安全な京都づくり条例による重要開発調整池に関する技術的基準に則るとされています。近年、温暖化の影響もあって過去の雨量を大きく超える豪雨が数多く見られます。府に対しての基準の見直しを早急に求めています。事象が発生しなければ、いわば生命・財産に被害が生じてからになるようです。貴社の開発にあたっては、このような後手に回ることなく最近の気候変動を見据えて「技術基準」を上まわっての整備とされ、下流住民の安全・安心に努められる様にして頂きたいと思っております。また、区域外ではありますが青谷川左岸は江戸時代には土石留奉行がおかれ、各所に砂防の土留めが築かれていてほど災害危険度の高い地域となっていました。これらも十分含んで整備してください。</p>	<p>②京都府「災害からの安全な京都づくり条例」で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき、現況の下流河川の流下能力を考慮し、行政協議や指導を受け計画します。</p> <p>また、事業者としましては現在の治水基準においても厳格な基準が設定されていると考えております。従いまして当該基準を超えて計画する事は検討致しかねます。開発地内で出来る対応は現在の基準に基づき計画致します。周辺の環境改善については事業者として取り組む立場にはないと考えています。</p>
<p>③昨年末の大阪市此花区、2017年埼玉県三芳町など5万㎡を超える大規模な物流倉庫の火災が頻発、鎮火までに長時間を要しています。炎だけでなく煙や臭気が立ち込め健康被害や環境にも大きな影響を与えています。開発地の付近には住宅地があるばかりでなく、植生や生息する動物にも被害が及びます。今回の施設ではどのような対策をされているのでしょうか。</p>	<p>③防火対策は消防署との協議や指導により計画中です。</p>